

原議保存期間3年  
(平成29年3月31日まで)

各地方機関の長  
各都道府県警察の長 殿  
各方面本部長

警察庁丁暴発第330号  
平成25年10月15日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部  
暴力団対策課長

### 損害保険約款への暴力団排除条項の導入について

一般社団法人日本損害保険協会（以下「損保協会」という。）では、損害保険業界における暴力団を始めとする反社会的勢力の排除に向けた対応について検討を進め、平成24年12月、暴力団排除条項を導入する保険の範囲や主要保険のモデル約款等を報告書として取りまとめ、会員各社に示した。

会員各社は、この報告書を受けて各種損害保険約款に暴力団排除条項を盛り込む改訂を行い、本年10月から新約款により損害保険契約からの暴力団排除の具体的取組が開始されたので、各都道府県警察にあつては、下記事項に配意し、損害保険業界との連携強化等に努めるよう徹底されたい。

### 記

#### 1 損害保険約款に導入する暴力団排除条項の概要

損保協会では、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が下記要件に該当する場合、保険契約を将来に向かって解除することができる旨の暴力団排除条項を策定した。

- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当すると認められること
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (4) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

#### 2 連絡協議会との連携強化

各都道府県警察にあつては、本条項の導入による保険契約からの暴力団排除を徹底するため、損保警察連絡協議会等の連絡協議会との連携を強化し、その場を活用した情報交換を行うこと。

#### 3 保護対策の徹底

損害保険契約からの暴力団排除対策を推進するに当たり、必要に応じ、損害保険会社の担当者等について、「保護対策実施要綱の制定について（依命通達）」（平成

23年12月22日付け警察庁乙刑発第11号、乙官発第18号、乙生発第11号、乙交発第11号、乙備発第12号、乙情発第11号) に基づく迅速かつ適切な保護措置を講じること。

#### 4 暴力団情報の提供上の留意事項

暴力団相談に対する暴力団情報の提供に当たっては、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成23年12月22日付け警察庁丙組企分発第42号、丙組暴発第19号）に基づき、迅速かつ適切に対応すること。

#### 5 不当要求防止責任者講習の積極的な受講の促進

反社会的勢力からの不当要求に対する対処能力の向上を図るため、会員会社に対して責任者の選任及び不当要求防止責任者講習の積極的な受講を促すとともに、各都道府県暴力追放運動推進センターと連携し、効果的な講習の実施について配慮すること。

本件担当：警察庁刑事局組織犯罪対策部

暴力団対策課

谷島警視 800-4554

宮田警部 800-4561